

2023. 4

岐阜県アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金 Q & A

判断に迷われる場合は、個別にご質問ください。

Q 1

県内中小企業者がリース契約により設備を導入する場合、対象となるか。

A 1

リース契約により購入する場合、対象となり得る。ただしファイナンスリースに限る。ファイナンスリースによる取得の場合は、設備を取得するリース会社との共同申請をしていただく必要がある。

Q 2

卸売や小売を専業とする業態は補助対象となるか。

A 2

補助対象とはならない。

Q 3

企業組合・協業組合は対象になるか。

A 3

対象となる。

Q 4

機械金属製造業は、地場産業に該当するか。

A 4

単なる機械金属製造業は本補助金の補助対象とはならないが、申請の内容により地場産業の振興につながると判断される場合は対象となり得る場合もあることから、個別にご相談願いたい。

Q 5

設定目標が達成できなかった場合、補助金を返還しなければならないのか。

A 5

目標未達成を理由に、直ちに補助金返還を求めることはないが、県補助金交付規則や要綱等において、補助金の交付目的に沿った誠実な補助事業の遂行等が求められており、ご留意いただきたい。

Q 6

同一の設備に市からの補助金を充てることは可能か。

A 6

不可である。

Q 7

同一団体に複数回申請することは可能か。

A 7

一団体一申請に限る。ただし、一次募集での申請は除く。

Q 8

購入した設備は処分制限財産に該当するか。

A 8

該当する。補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）』の定めに従い制限される。補助対象となった生産設備を償却資産の耐用年数の期間内に財産処分※される場合は、補助金の返還となる場合がある。

※目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取り壊し、破棄

Q 9

複数の商品開発を実施する場合、申請可能か。

A 9

複数の設備を申請することも可能。ただし補助上限は全体で1,000万円である。

Q 10

金型に要した費用は対象となるか。

A 10

導入する設備に必須のものであれば対象となり得る。詳細は個別に判断する。

Q 11

設備の納品や支払いが2月末までに間に合わなかった場合、どうなるのか。

A 11

納品や支払いを含め、全ての事業を2月末までに完了する必要がある。補助金の支払いができなくなるので、特にご留意願いたい。

Q 1 2

納税証明書は何が必要か。

A 1 2

最寄りの県税事務所で発行される「納税証明書」（すべての税目に関する未納の徴収金がないこと（完納証明））と税務署で発行される「納税証明書」（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出いただきたい。（なお、県税務課（岐阜県庁）では発行していませんので、ご注意願いたい。

最寄りの県税事務所については、下記岐阜県HPから確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/pAge/3267.html>

Q 1 3

令和3年度または令和4年度に採用された事業者は応募対象か。

A 1 3

過去に採択された事業と異なる事業であれば対象になる。

Q 1 4

国や県のお他補助金とどちらにも重複して申請は可能か。

A 1 4

同一設備への重複申請は不可である。

Q 1 5

別業種ではあるが、岐阜県産を売りとした家具製品製造に参入したい。対象となるか。

A 1 5

対象となる。

Q 1 6

「みなし大企業」は補助対象か。

A 1 6

対象とならない。

Q 1 7

愛知県に本社があり、岐阜県に工場がある場合は対象になるか。

A 1 7

対象とならない。交付要綱第2条のとおり、県内に本社又は本社機能を有し、かつ、県内に生産又はサービスの主要な拠点を有するものとする。

Q 1 8

実績報告書の提出期限及び提出方法は。

A 1 8

要綱第9条第3項のとおり、「補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日とする。」。なお、知事が別に定める日とは令和6年2月29日となる。

提出方法については、商工労働部地域産業課宛てに郵送すること。(令和6年2月29日必着)

Q 1 9

納品前(検収前)の支払いは認められるか。

A 1 9

認められない。事業執行の流れは、原則、下記のとおり。

① 見積(相見積含む) ⇒ ② 発注 ⇒ ③ 契約(発注日と同日可) ⇒ ④ 納品 ⇒ ⑤ 検収(納品日と同日可) ⇒ 支払い

Q 2 0

交付決定後に見積書の再取得は必要か。

A 2 0

申請時に取得後、内容にも変更がある可能性もあるため、交付決定後に再取得をお願いしたいが、電話等において見積発行事業者に金額と内容に変更がないことを確認すれば問題ない。ただし、見積書の空きスペースに「〇月〇日金額と内容に変更がないことを確認氏名〇〇」と記載して、実績報告時の提出書類とすること。

Q 2 1

当補助金実施要綱別表(第5条関係)及び当補助金実施要領別表(第3条関係)にある経費区分の機械装置費において、機械設置に要する設置事業者の旅費や講習費は補助対象経費の対象になるか。

A 2 1

経費の対象とならない。

Q 2 2

採択事業者の選定結果に係る質問は可能か。

A 2 2

選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。